漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
えさけ定第1号	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月5日まで	幌泉郡えりも町 地先	別紙漁場図のとおり		(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)6月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)8月30日から9月1日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)11月21日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
えさけ定第2号	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月5日まで	幌泉郡えりも町 地先	別紙漁場図のとおり		(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)6月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)8月30日から9月1日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)11月21日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
えさけ定第3号	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月5日まで	幌泉郡えりも町 地先	別紙漁場図のとおり		(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。(2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)6月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)8月30日から9月1日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)11月21日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
えさけ定第4号	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月5日まで	幌泉郡えりも町 地先	別紙漁場図のと		(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)6月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)8月30日から9月1日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)11月21日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
えさけ定第5号	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月5日まで	幌泉郡えりも町 地先	別紙漁場図のとおり		(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)6月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)8月30日から9月1日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)11月21日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
えさけ定第6号	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月5日まで	幌泉郡えりも町 地先			(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)6月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)8月30日から9月1日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)11月21日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
えさけ定第7号	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月5日まで	幌泉郡えりも町地先		えりも町(えりも町字 庶野及び目黒を除く)	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)6月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)8月30日から9月1日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)11月21日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
えさけ定第8号	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月5日まで	幌泉郡えりも町 地先	別紙漁場図のとおり	庶野及び目黒を除く)	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)6月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)8月30日から9月1日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)11月21日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
えさけ定第9号	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月8日まで	幌泉郡えりも町 地先	別紙漁場図のとおり	庶野及び目黒を除く)	(1)敷設する身網の数は、4月20日から8月10日までの間においては3個以下、9月1日から12月8日までの間においては2個以下でなければなりません。 (2)9月1日から12月8日までの間に敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)9月1日から11月20日までの間において敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)9月1日から9月9日までの間及び11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
えさけ定第10号	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月8日まで	幌泉郡えりも町地先	別紙漁場図のと		(1)敷設する身網の数は、4月20日から8月10日までの間においては3個以下、9月1日から12月8日までの間においては2個以下でなければなりません。 (2)9月1日から12月8日までの間に敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)9月1日から11月20日までの間において敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)8月1日から8月10日までの間及び11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
えさけ定第11号	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月8日まで	幌泉郡えりも町 地先	別紙漁場図のとおり		(1)敷設する身網の数は、4月20日から8月10日までの間においては3個以下、9月1日から12月8日までの間においては2個以下でなければなりません。 (2)9月1日から12月8日までの間に敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)9月1日から11月20日までの間において敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)8月1日から8月10日までの間及び11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
えさけ定第12号	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月8日まで	幌泉郡えりも町地先	別紙漁場図のと		(1)敷設する身網の数は、4月20日から8月10日までの間においては3個以下、9月1日から12月8日までの間においては2個以下でなければなりません。 (2)9月1日から12月8日までの間に敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)9月1日から11月20日までの間において敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)8月1日から8月10日までの間及び11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
えさけ定第13号	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月8日まで	幌泉郡えりも町 地先	別紙漁場図のとおり		(1)敷設する身網の数は、4月20日から8月10日までの間においては3個以下、9月1日から12月8日までの間においては2個以下でなければなりません。 (2)9月1日から12月8日までの間に敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)9月1日から11月20日までの間において敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)8月1日から8月10日までの間及び11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
えさけ定第14号	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月8日まで	幌泉郡えりも町 地先	別紙漁場図のとおり		(1)敷設する身網の数は、4月20日から8月10日までの間においては3個以下、9月1日から12月8日までの間においては2個以下でなければなりません。 (2)9月1日から12月8日までの間に敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)9月1日から11月20日までの間において敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)8月1日から8月10日までの間及び11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
えさけ定第15号	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月8日まで	幌泉郡えりも町 地先	別紙漁場図のとおり	庶野及び目黒を除く)	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
えさけ定第16号	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月8日まで	幌泉郡えりも町 地先	別紙漁場図のと	庶野及び目黒を除く)	(1)敷設する身網の数は、4月20日から8月10日までの間においては3個以下、9月1日から12月8日までの間においては2個以下でなければなりません。 (2)9月1日から12月8日までの間に敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)9月1日から11月20日までの間において敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)8月1日から8月10日までの間及び11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
えさけ定第17号	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月8日まで	幌泉郡えりも町 地先	別紙漁場図のとおり	庶野及び目黒を除く)	(1)敷設する身網の数は、4月20日から8月10日までの間においては3個以下、9月1日から12月8日までの間においては2個以下でなければなりません。 (2)9月1日から12月8日までの間に敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)9月1日から11月20日までの間において敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)8月1日から8月10日までの間及び11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
様さけ定第1号	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月8日まで	様似郡様似町 地先		イト川以東の区域)	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
様さけ定第2号	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月8日まで	様似郡様似町 地先	おり	イト川以東の区域)	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
様さけ定第3号	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月8日まで	様似郡様似町 地先	おり	イト川以東の区域)	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)9月1日から11月20日までの間において敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)8月1日から8月10日までの間及び11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
様さけ定第4号	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から8月15日まで	様似郡様似町 地先	別紙漁場図のとおり		(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3)8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。
様さけ定第5号	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月8日まで	様似郡様似町 地先	おり		(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。(2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。(3)敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。(4)6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。(5)9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。(6)11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。(7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
様さけ定第6号	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から8月15日まで	様似郡様似町 地先	別紙漁場図のとおり	様似町一円(様似町 字冬島、幌満、旭及 び平宇(ビライト川以東 の区域)を除く)	(1)敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2)4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3)8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。
様さけ定第7号	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月8日まで	様似郡様似町 地先			(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。(2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
様さけ定第8号	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月8日まで	様似郡様似町 地先	別紙漁場図のとおり	除く)	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
様さけ定第9号	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月8日まで	様似郡様似町 地先	おり	除く)	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
浦さけ定第1号	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月8日まで	浦河郡浦河町 地先		<)	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)9月1日から11月20日までの間において敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)8月1日から8月10日までの間及び11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
浦さけ定第2号	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から8月15日まで	浦河郡浦河町 地先	別紙漁場図のとおり	浦河町(浦河町荻 伏及び東栄を除 く)	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3)8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。
浦さけ定第3号	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月8日まで	浦河郡浦河町 地先	おり	浦河町(浦河町荻 伏及び東栄を除 く)	(1)敷設する身網の数は、4月20日から8月10日までの間においては1個、9月1日から12月8日までの間においては2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)9月1日から11月20日までの間において敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)8月1日から8月10日までの間及び11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
浦さけ定第4号	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から8月15日まで	浦河郡浦河町 地先	別紙漁場図のとおり	浦河町(浦河町荻 伏及び東栄を除 く)	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3)8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。
浦さけ定第5号	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月8日まで	浦河郡浦河町 地先	別紙漁場図のとおり		(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
浦さけ定第6号	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月8日まで	浦河郡浦河町 地先	別紙漁場図のとおり	浦河町荻伏及び東 栄	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)9月1日から11月20日までの間において敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)8月1日から8月10日までの間及び11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
浦さけ定第7号	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から8月15日まで	浦河郡浦河町 地先	別紙漁場図のとおり	浦河町荻伏及び東 栄	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3)8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。
浦小さけ定第1号	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から11月15日まで	浦河郡浦河町 地先	別紙漁場図のとおり	浦河町 (浦河町荻 伏及び東栄を除 く)	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)8月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3)11月1日から11月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (4)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
浦小さけ定第2号	定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から11月15日まで	浦河郡浦河町 地先	別紙漁場図のとおり	浦河町(浦河町荻 伏及び東栄を除 く)	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)8月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3)11月1日から11月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (4)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
三さけ定第1号	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月11日まで	日高郡新ひだか町地先	別紙漁場図のと	新ひだか町三石	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)9月1日から11月23日までの間において敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)8月1日から8月10日までの間及び11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
三さけ定第2号	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から8月15日まで	日高郡新ひだか町地先	別紙漁場図のとおり	新ひだか町三石	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3)8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。
三さけ定第3号	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月11日まで	日高郡新ひだか町地先	おり		(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。(2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)9月1日から11月23日までの間において敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。(5)9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。(6)8月1日から8月10日までの間及び11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。(7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
三さけ定第4号	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から8月15日まで	日高郡新ひだか町地先	別紙漁場図のとおり	新ひだか町三石	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3)8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
三さけ定第5号	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月11日まで	日高郡新ひだか町地先	おり		(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)9月1日から11月23日までの間において敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)9月1日から9月8日までの間及び11月24日から12ません。 (6)8月1日から8月10日までの間及び11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
三さけ定第6号	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から8月15日まで	日高郡新ひだか町地先	おり		(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3)8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。
静さけ定第1号	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月11日まで	町地先	おり		(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)9月1日から11月23日までの間において敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)8月1日から8月10日までの間及び11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
静さけ定第2号	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から8月15日まで	日高郡新ひだか町地先	別紙漁場図のとおり		(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3)8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
静さけ定第3号	定置漁業	さけ定置漁業				新ひだか町静内及 び東静内	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
静さけ定第4号	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月11日まで	日高郡新ひだか 町地先	別紙漁場図のとおり	新ひだか町静内及 び東静内	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)6月1日から9月8日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3)11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (4)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
静さけ定第5号	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月11日まで	日高郡新ひだか町地先	別紙漁場図のとおり	新ひだか町静内及 び東静内	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3)11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (4)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
静さけ定第6号	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月11日まで	日高郡新ひだか町地先	別紙漁場図のとおり	新ひだか町静内及 び東静内	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
静小さけ定1号	定置漁業	さけ定置漁業	9月1日から11月15日まで	日高郡新ひだか町地先	別紙漁場図のとおり	新ひだか町静内及 び東静内	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)11月1日から11月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (3)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
新さけ定第1号	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月11日まで	新冠郡新冠町 地先	別紙漁場図のとおり		(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
新さけ定第2号	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月11日まで	新冠郡新冠町 地先	別紙漁場図のとおり		(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
新さけ定第3号	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月11日まで	新冠郡新冠町 地先	別紙漁場図のとおり		(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
門さけ定第1号	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月11日まで	沙流郡日高町 地先	別紙漁場図のとおり	字宮富富富田町千広旭美字平川川町千広地第四十広地第四十広地高町原賀東南駒字、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)9月1日から11月23日までの間において敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)8月1日から8月10日までの間及び11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
門さけ定第2号	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から8月15日まで	沙流郡日高町 地先	別紙漁場図のとおり	字平賀、字福満、	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3)8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
門さけ定第3号	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月11日まで	沙流郡日高町 地先	別紙漁場図のとおり	字平東東南京區別東東東東東東東東東東東東東東東京。、上東東東東京、東京東東東東東東東東東東東東東	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6)11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
門さけ定第4号	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月11日まで	沙流郡日高町 地先	別紙漁場図のとおり	字平川東南南京山東東南東南京山東南東南京山東南東京、、丘野東京、大田東京東京、大田東京、大田東京、大田東京、大田東京、大田東京、大田東京、	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)9月1日から11月23日までの間において敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5)9月1日から9月8日までの間及び11月24日から12ません。 (6)8月1日から8月10日までの間及び11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
門さけ定第5号	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から8月15日まで	沙流郡日高町 地先	別紙漁場図のとおり	字平賀、字福満、	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3)8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
門さけ定第6号	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月11日まで	沙流郡日高町 地先	別紙漁場図のとおり	日日字宮富富町千広旭美字字宮高高平川川、世富町原賀東南駒字、、、、張町原賀東南駒字、、、、張明川福富川門、富郷田賀清宮川門、富郷田賀清三郎の京、、、、本幾字字字、、のは、、、、、本幾字字字、、ののは、、、、、、、、、、、、本幾字字字、、ののは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。(2)敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3)9月1日から11月23日までの間において敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4)4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。(5)9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。(6)8月1日から8月10日までの間及び11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。(7)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
門さけ定第7号	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から8月15日まで	沙流郡日高町 地先	別紙漁場図のとおり	字平賀、字福満、 富川東、字富浜、	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3)8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。

縮尺 : 1/15,000

えさけ定第1号

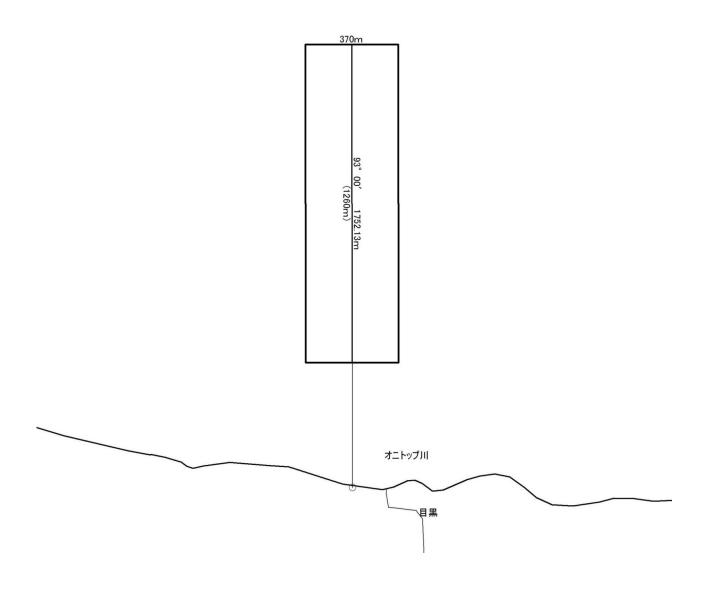
漁場の位置 幌泉郡えりも町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -206194.8384

Y = 88399.7047



縮尺 : 1/15,000

えさけ定第2号

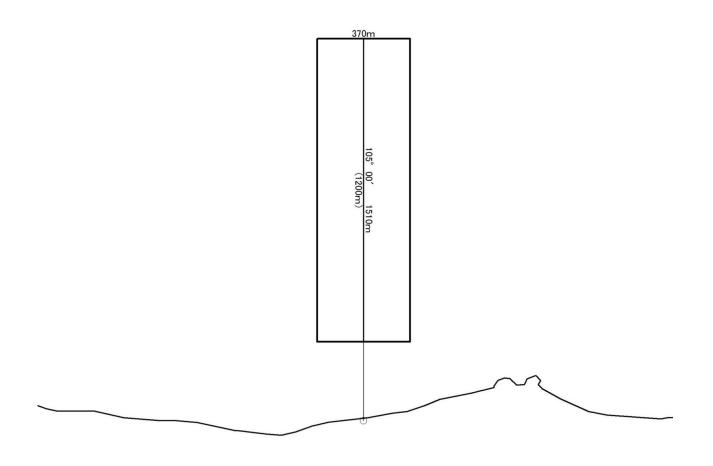
漁場の位置 幌泉郡えりも町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -210294.0789

Y = 88187.6746



縮尺 : 1/15,000

えさけ定第3号

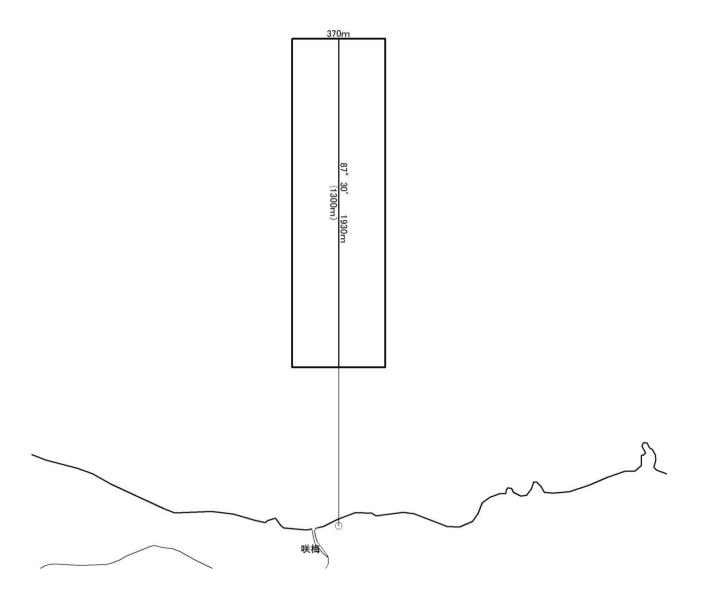
漁場の位置 幌泉郡えりも町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -213381.1364

Y = 87525.2723



縮尺 : 1/15,000

えさけ定第4号

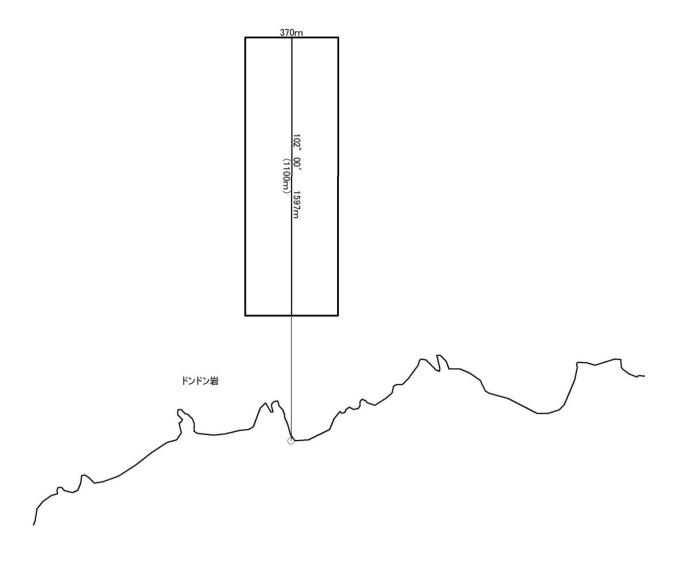
漁場の位置 幌泉郡えりも町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -214994.1422

Y = 87695.8097



縮尺 : 1/25,000

えさけ定第5号

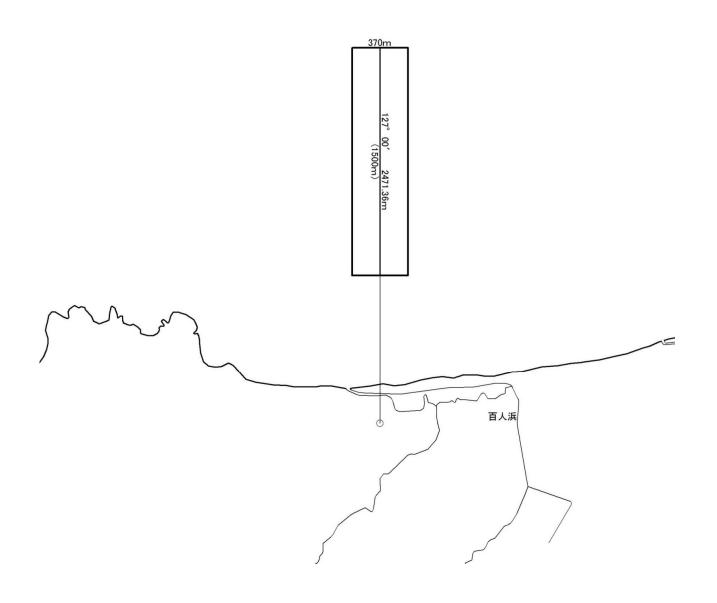
漁場の位置 幌泉郡えりも町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -219646.1092

Y = 84247.3634



縮尺 : 1/25,000

えさけ定第6号

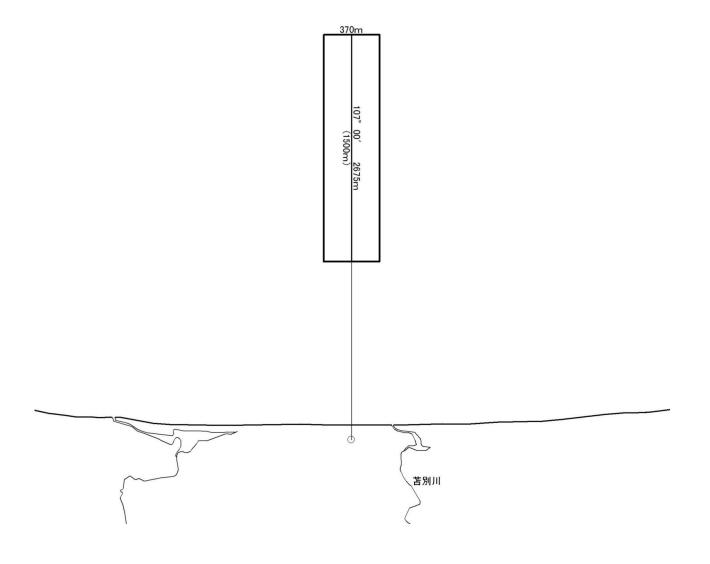
漁場の位置 幌泉郡えりも町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -222933.6369

Y = 82951.3852



縮尺 : 1/25,000

えさけ定第7号

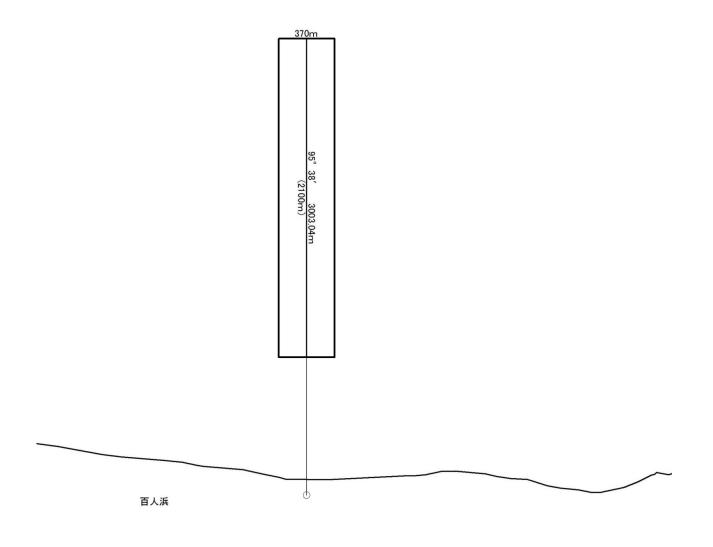
漁場の位置 幌泉郡えりも町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -225503.5356

Y = 82300.6947



縮尺 : 1/20,000

えさけ定第8号

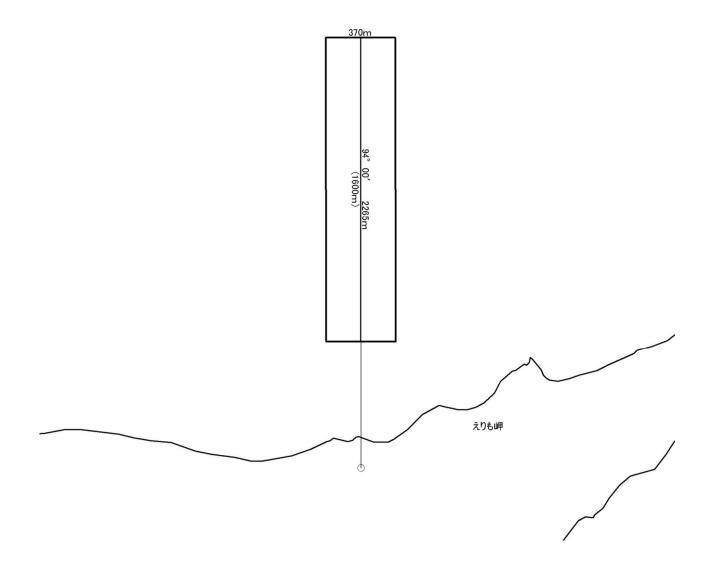
漁場の位置 幌泉郡えりも町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -227963.9923

Y = 82055.0274



縮尺 : 1/15,000

えさけ定第9号

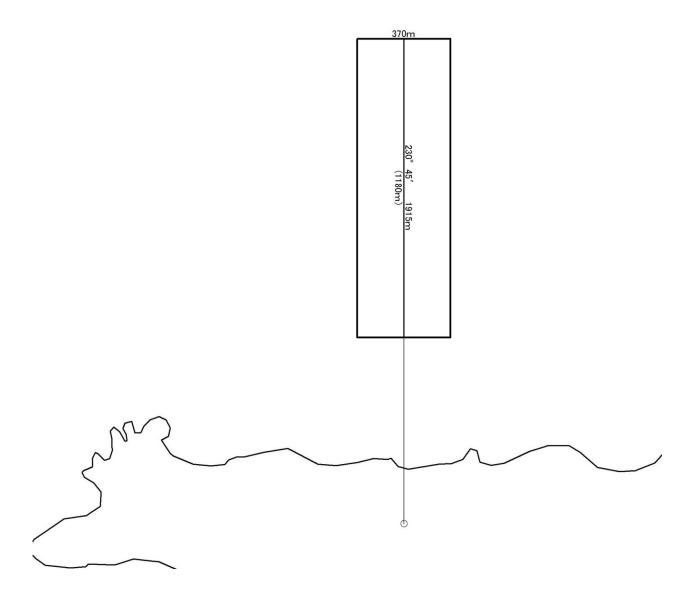
漁場の位置 幌泉郡えりも町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -228971.7974

Y = 81876.1107



縮尺 : 1/15,000

えさけ定第10号

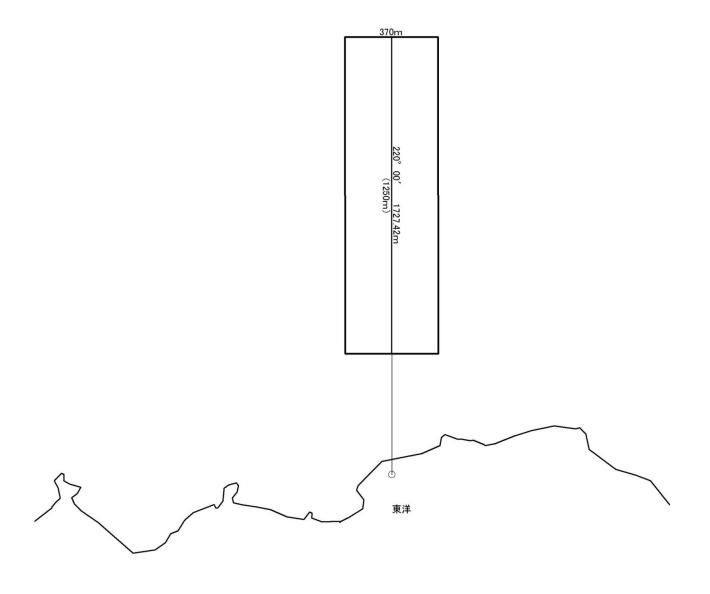
漁場の位置 幌泉郡えりも町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -226701.3763

Y = 79057.9459



縮尺 : 1/15,000

えさけ定第11号

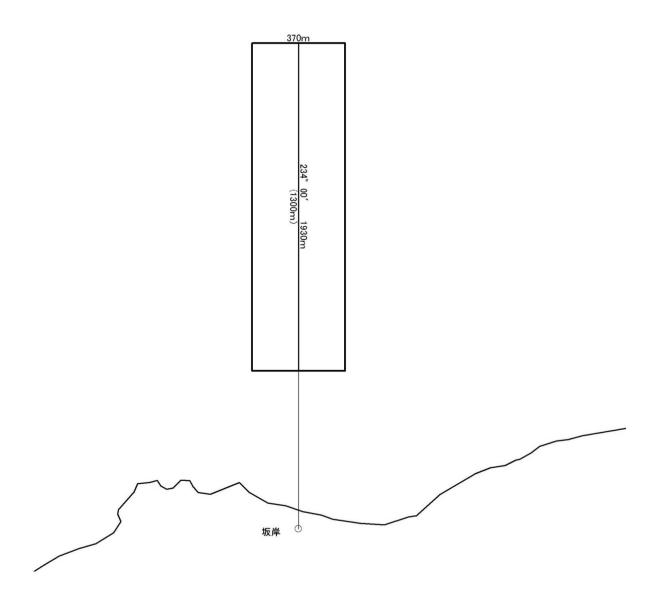
漁場の位置 幌泉郡えりも町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -224792.7265

Y = 77106.1977



縮尺 : 1/25,000

えさけ定第12号

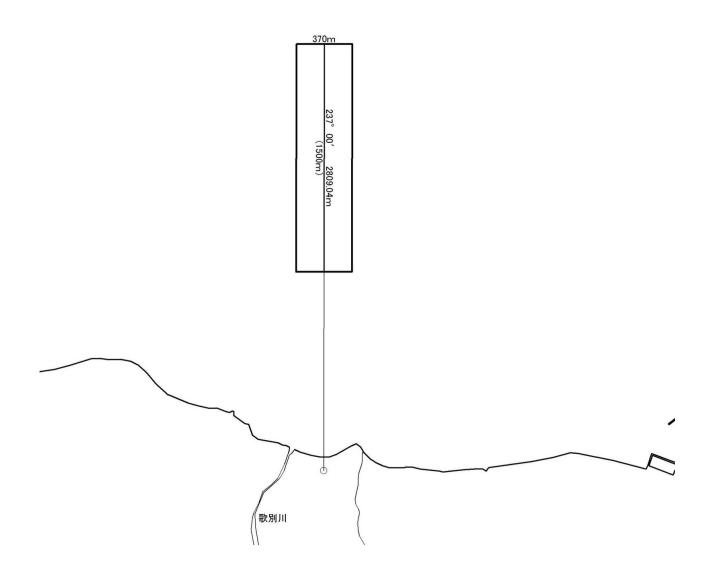
漁場の位置 幌泉郡えりも町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -222001.9627

Y = 75493.9294



縮尺 : 1/25,000

えさけ定第13号

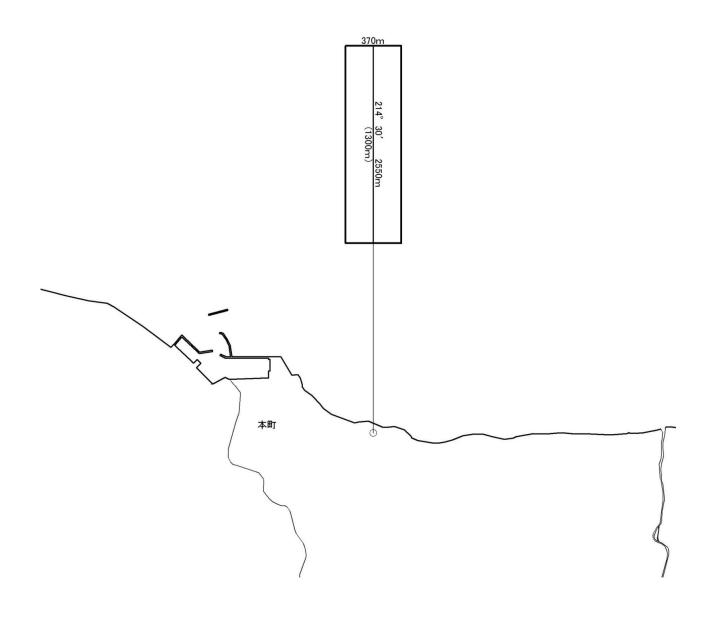
漁場の位置 幌泉郡えりも町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -218991.9979

Y = 73530.6113



縮尺 : 1/25,000

えさけ定第14号

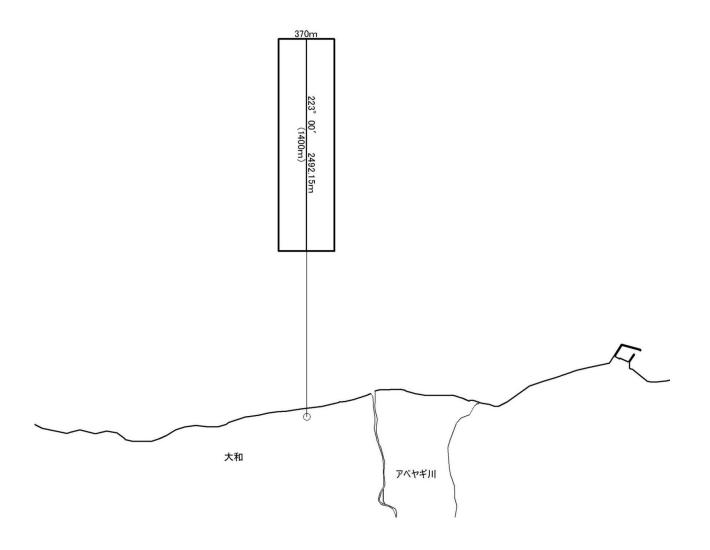
漁場の位置 幌泉郡えりも町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -218110.1832

Y = 72356.4387



縮尺 : 1/15,000

えさけ定第15号

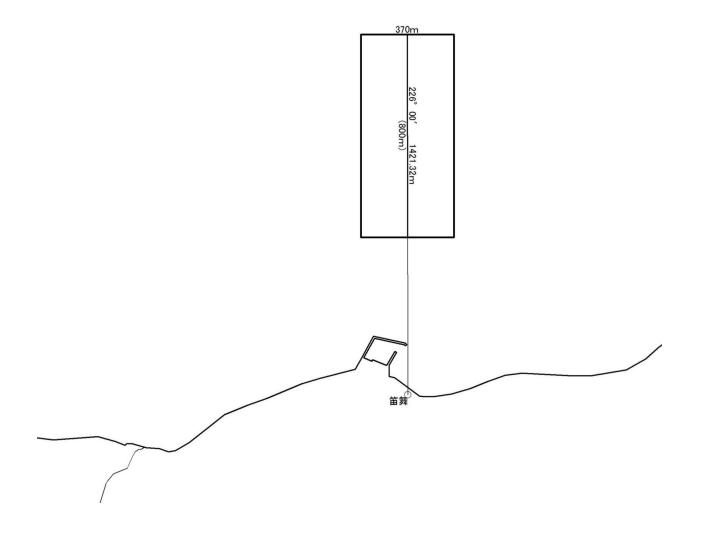
漁場の位置 幌泉郡えりも町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -216775.9566

Y = 70579.1105



縮尺 : 1/25,000

えさけ定第16号

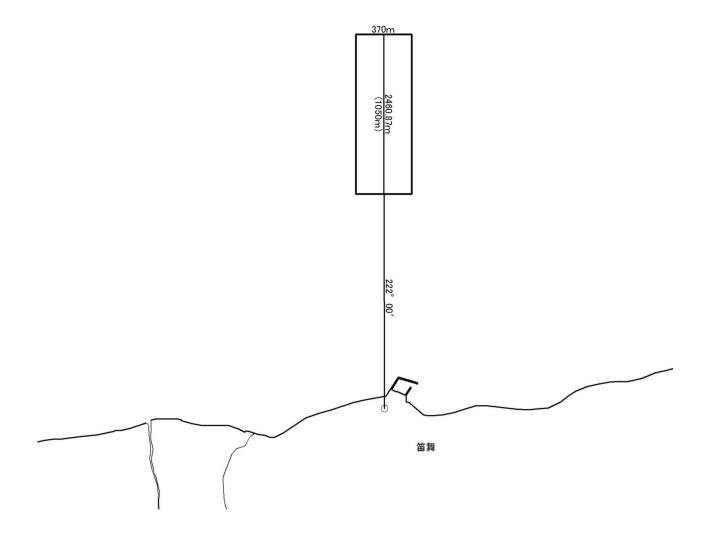
漁場の位置 幌泉郡えりも町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -216942.9135

Y = 70713.2306



縮尺 : 1/20,000

えさけ定第17号

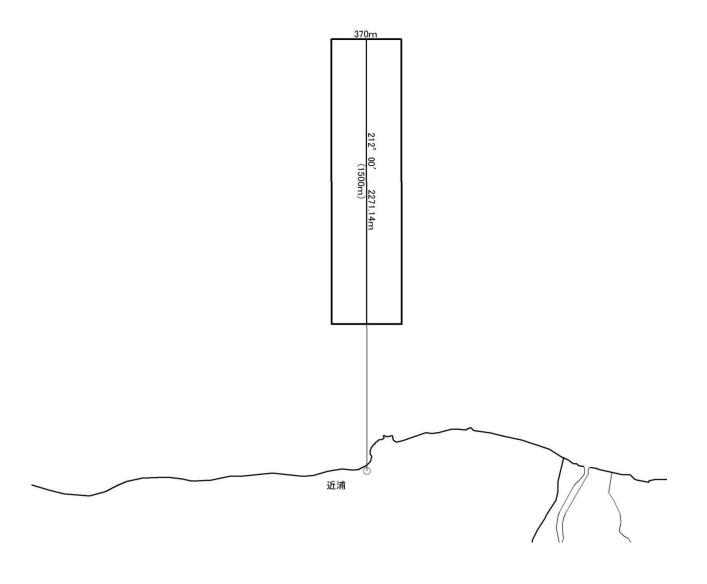
漁場の位置 幌泉郡えりも町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -215549.1494

Y = 68591.3095



縮尺 : 1/15,000

様さけ定第1号

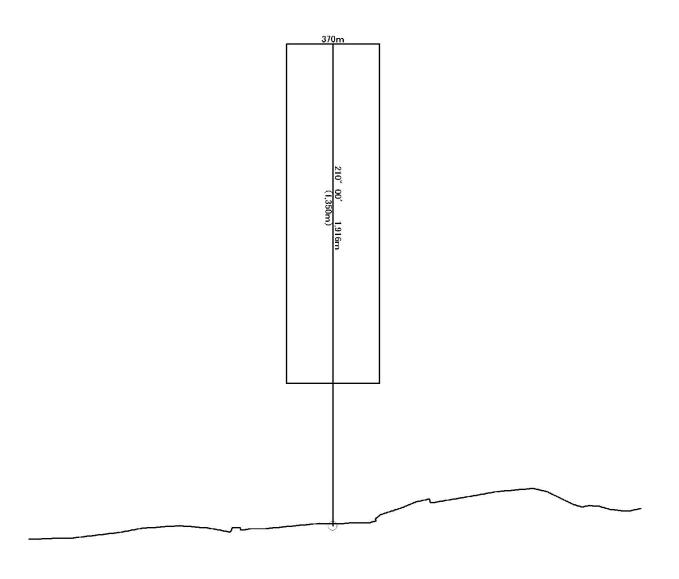
漁場の位置 様似郡様似町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -214090.4372

Y = 66174.4189



縮尺 : 1/10,000

様さけ定第2号

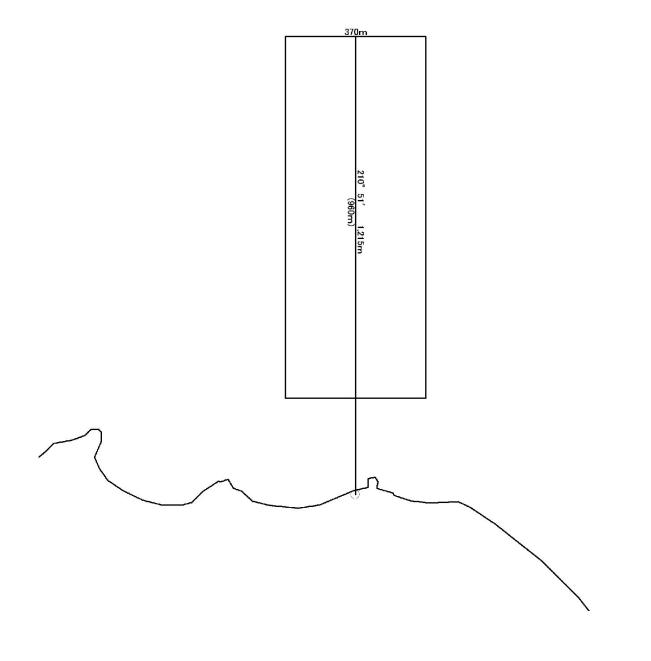
漁場の位置 様似郡様似町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -212391.2538

Y = 62296.9199



縮尺 : 1/20,000

様さけ定第3号

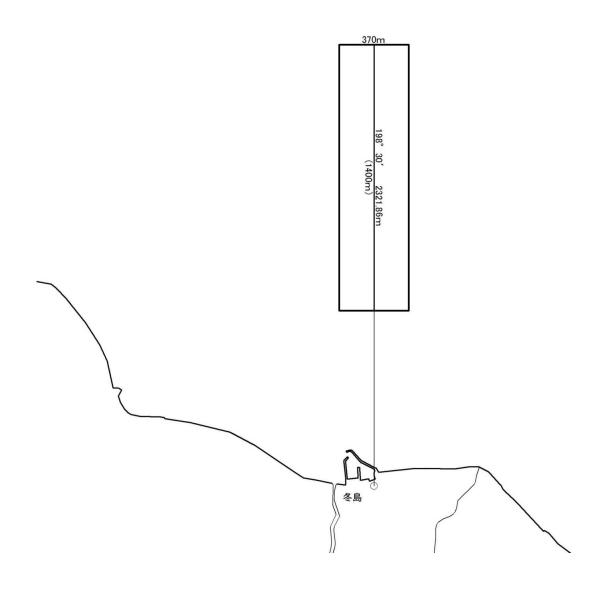
漁場の位置 様似郡様似町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -210684.604

Y = 60783.5711



縮尺 : 1/50,000

様さけ定第4号

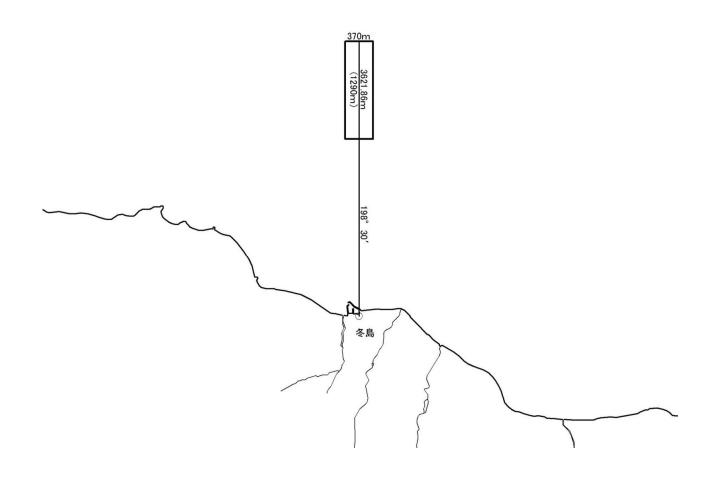
漁場の位置 様似郡様似町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -210684.604

Y = 60783.5711



縮尺 : 1/20,000

浦さけ定第1号

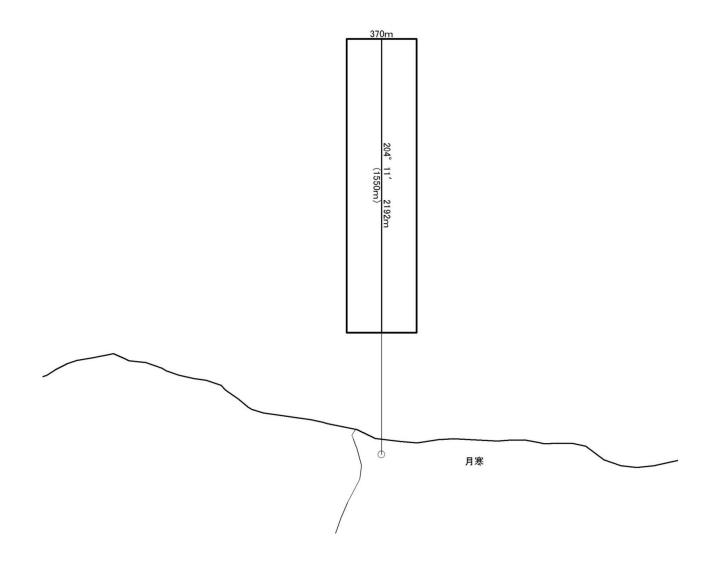
漁場の位置浦河郡浦河町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -205230.9864

Y = 45573.8497



縮尺 : 1/25,000

浦さけ定第2号

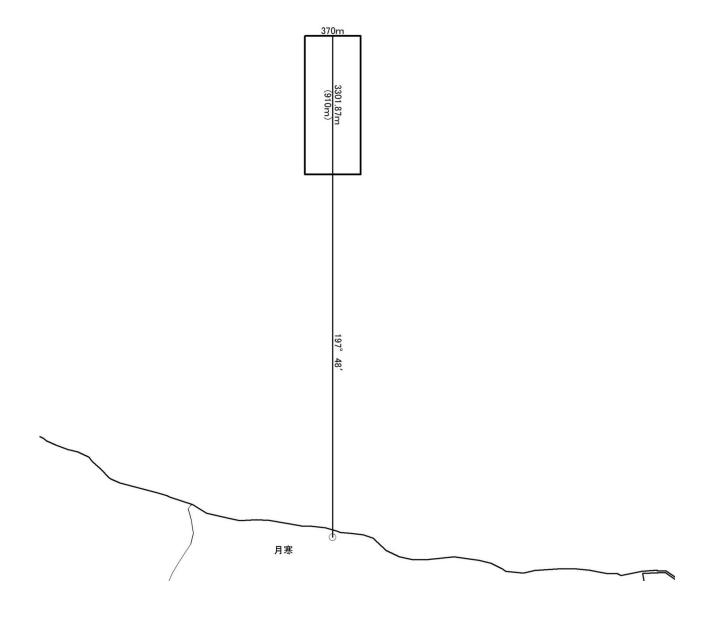
漁場の位置浦河郡浦河町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -204914.5412

Y = 44820.5749



縮尺 : 1/20,000

浦さけ定第3号

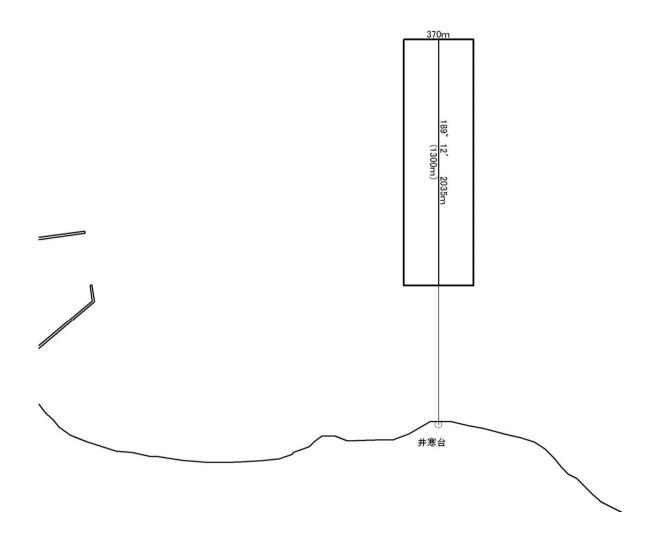
漁場の位置 浦河郡浦河町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -202424.6588

Y = 40278.8619



縮尺 : 1/50,000

浦さけ定第4号

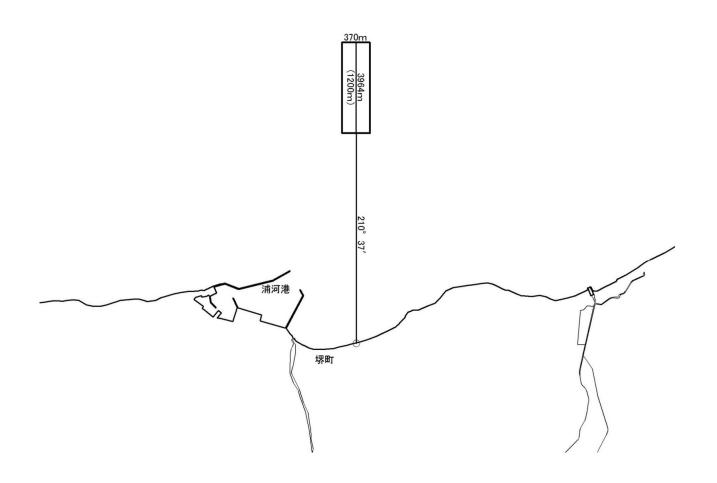
漁場の位置浦河郡浦河町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -202464.5869

Y = 41690.1759



縮尺 : 1/20,000

浦さけ定第5号

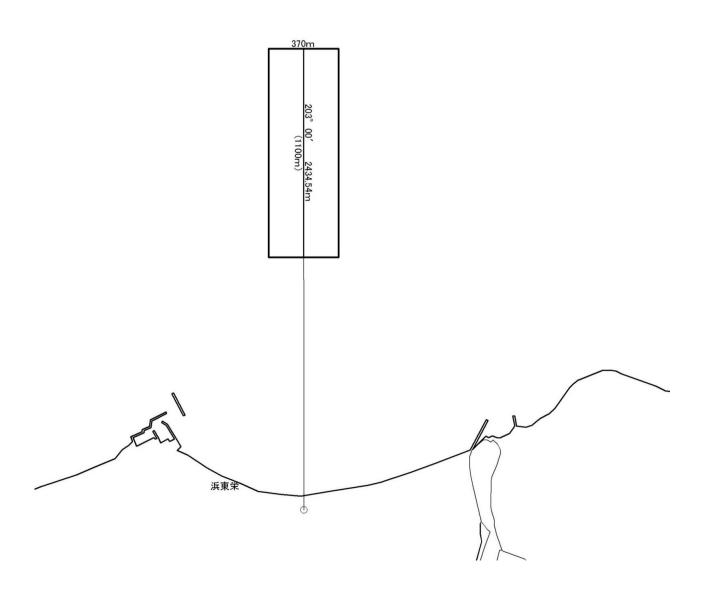
漁場の位置浦河郡浦河町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -200757.8085

Y = 36532.2248



縮尺 : 1/20,000

浦さけ定第6号

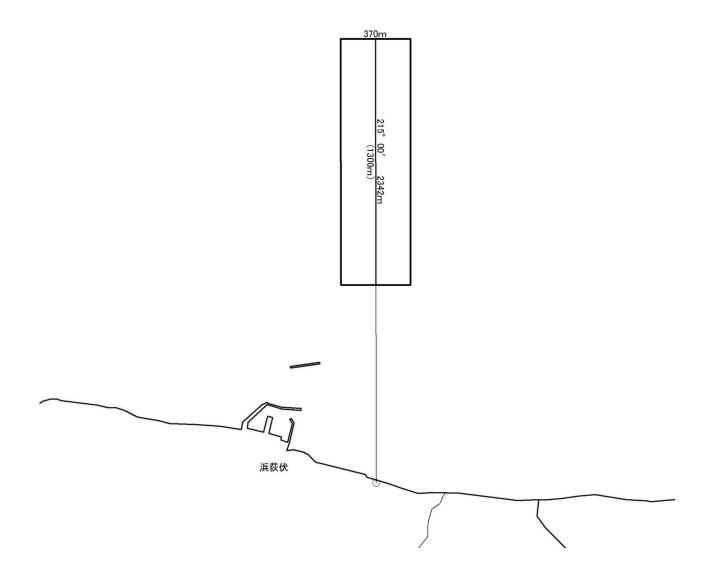
漁場の位置浦河郡浦河町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -199447.2904

Y = 33587.2433



縮尺 : 1/25,000

浦さけ定第7号

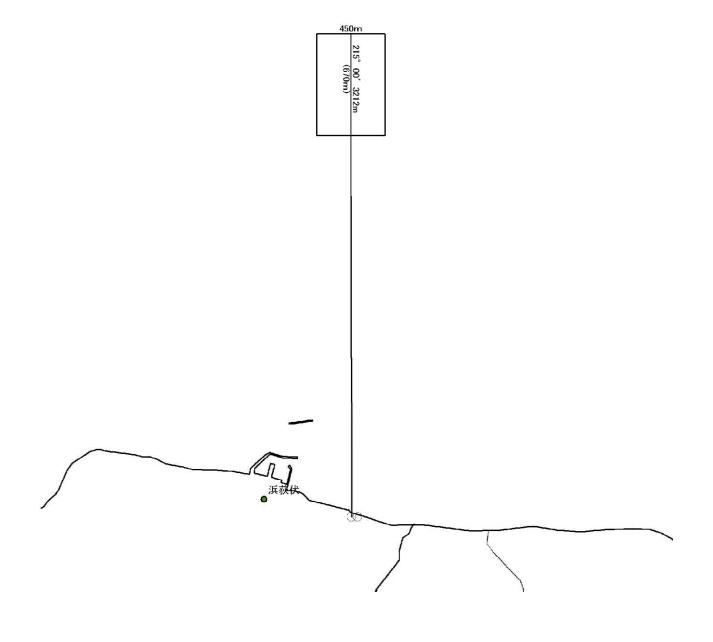
漁場の位置浦河郡浦河町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -199470.231

Y = 33620.014



縮尺 : 1/10,000

浦小さけ定第1号

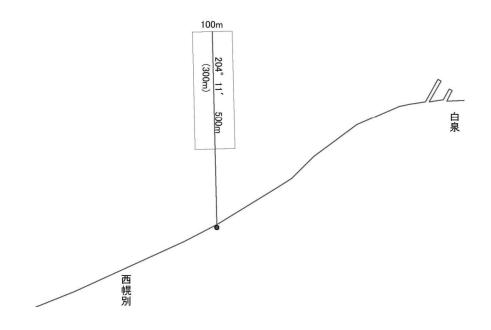
漁場の位置浦河郡浦河町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -206373.228

Y = 48112.549



縮尺 : 1/10,000

浦小さけ定第2号

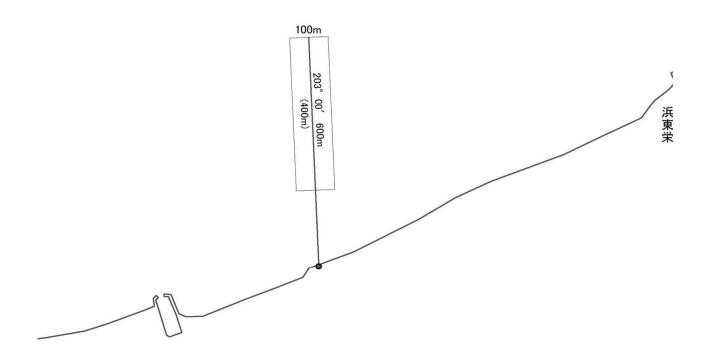
漁場の位置浦河郡浦河町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -201409.460

Y = 38266.078



縮尺 : 1/20,000

様さけ定第5号

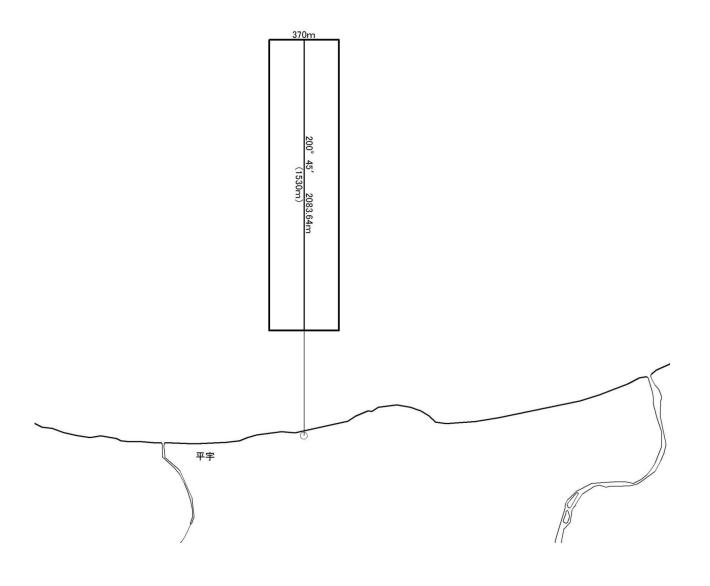
漁場の位置 様似郡様似町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -208315.1559

Y = 57936.3709



縮尺 : 1/50,000

様さけ定第6号

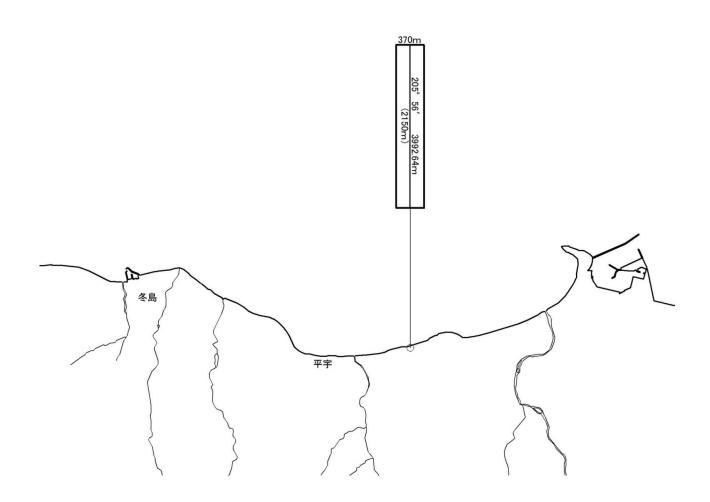
漁場の位置 様似郡様似町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -208315.1559

Y = 57936.3709



縮尺 : 1/15,000

様さけ定第7号

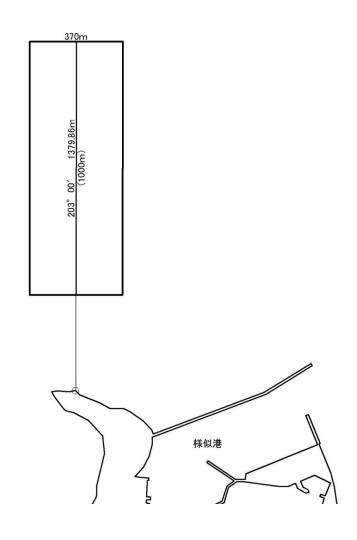
漁場の位置 様似郡様似町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -208601.5757

Y = 55462.5972



縮尺 : 1/20,000

様さけ定第8号

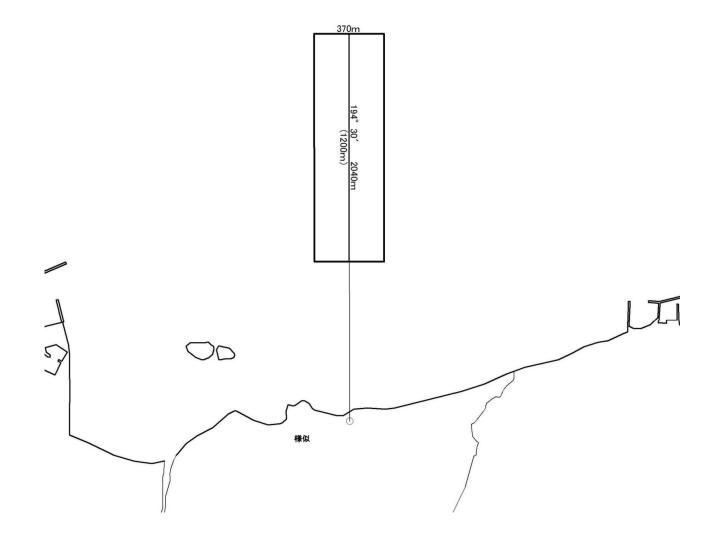
漁場の位置 様似郡様似町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -207146.14

Y = 53313.1134



縮尺 : 1/15,000

様さけ定第9号

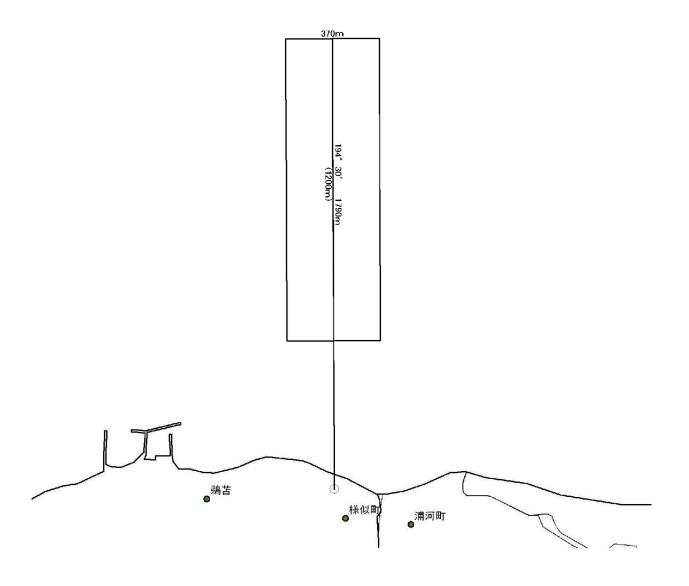
漁場の位置 様似郡様似町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -206926.061

Y = 50903.616



縮尺 : 1/25,000

三さけ定第1号

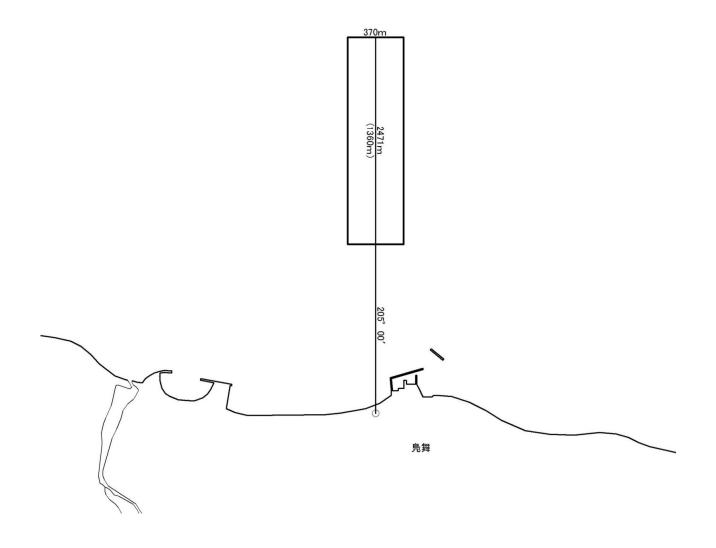
漁場の位置
日高郡新ひだか町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -196989.1757

Y = 30429.7437



縮尺 : 1/50,000

三さけ定第2号

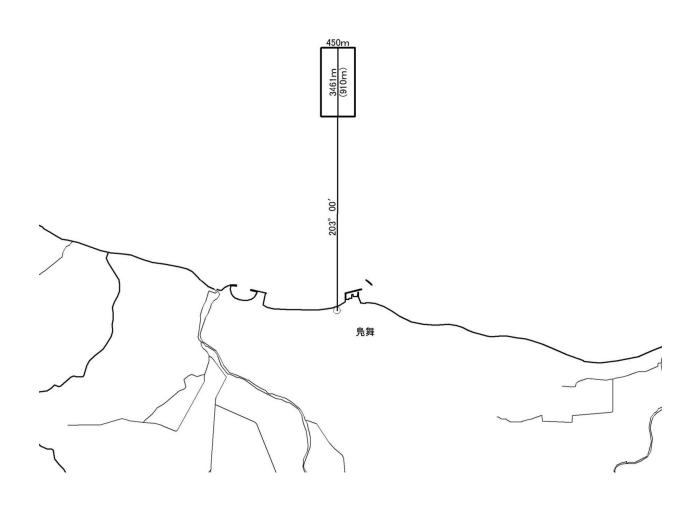
漁場の位置
日高郡新ひだか町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -196989.1757

Y = 30429.7437



縮尺 : 1/25,000

三さけ定第3号

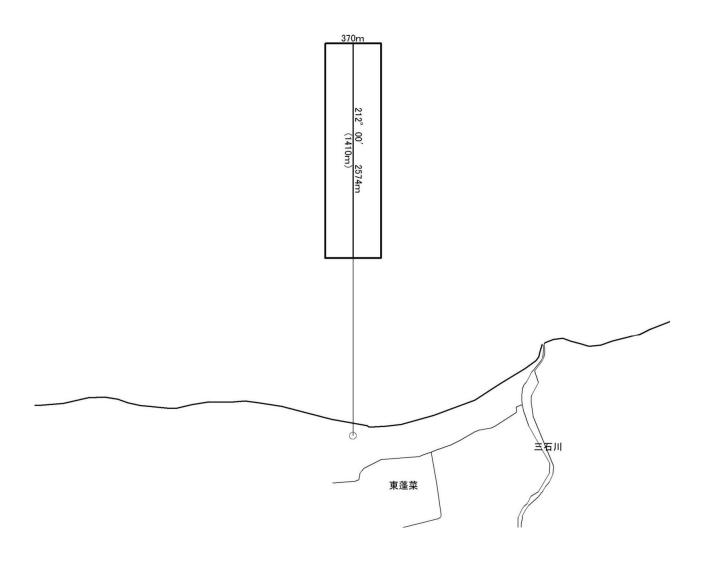
漁場の位置
日高郡新ひだか町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -195110.4883

Y = 27783.1113



縮尺 : 1/50,000

三さけ定第4号

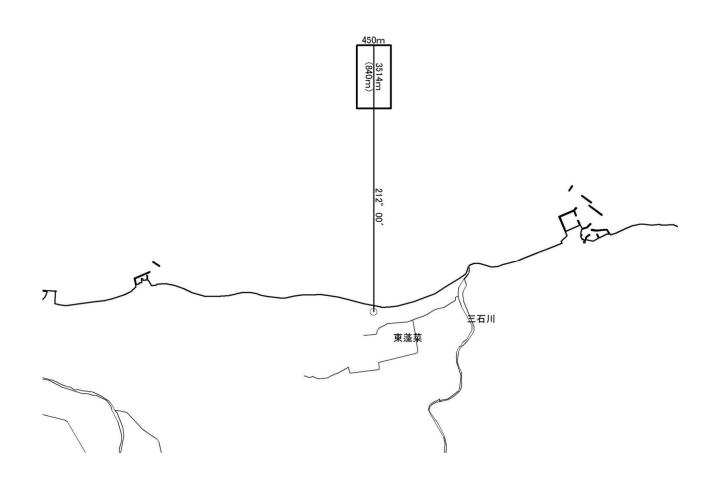
漁場の位置
日高郡新ひだか町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -195110.4883

Y = 27783.1113



縮尺 : 1/20,000

三さけ定第5号

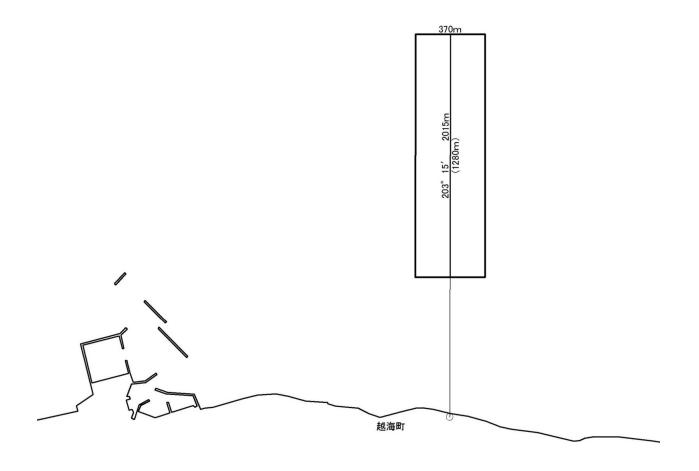
漁場の位置
日高郡新ひだか町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -193750.5471

Y = 23383.4912



縮尺 : 1/25,000

三さけ定第6号

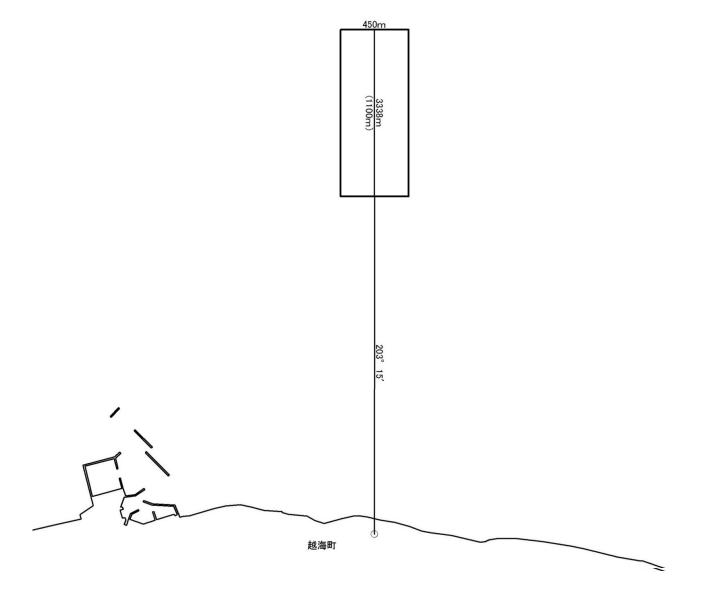
漁場の位置
日高郡新ひだか町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -193699.2678

Y = 23449.0625



縮尺 : 1/25,000

新さけ定第1号

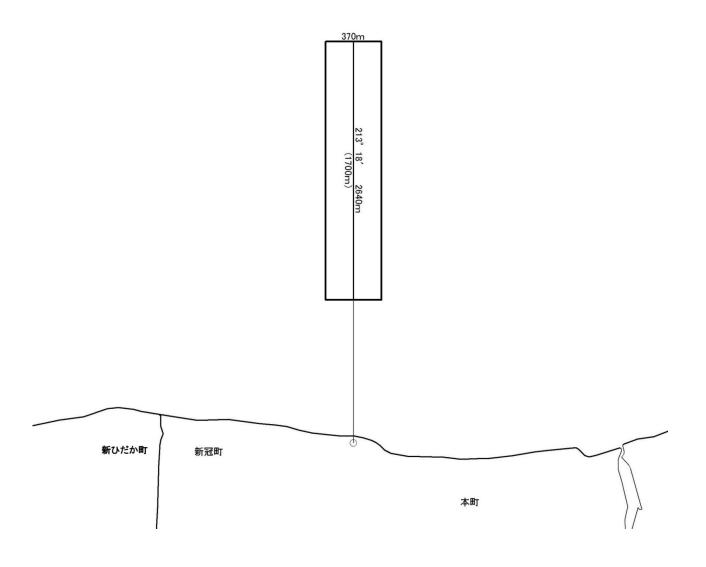
漁場の位置 新冠郡新冠町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -183004.6021

Y = 5977.6808



縮尺 : 1/25,000

新さけ定第2号

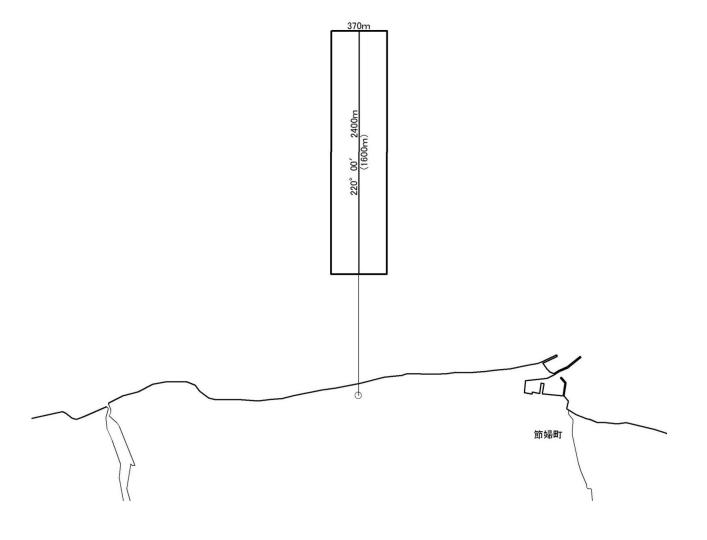
漁場の位置新冠郡新冠町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -180991.2886

Y = 3188.5034



縮尺 : 1/25,000

新さけ定第3号

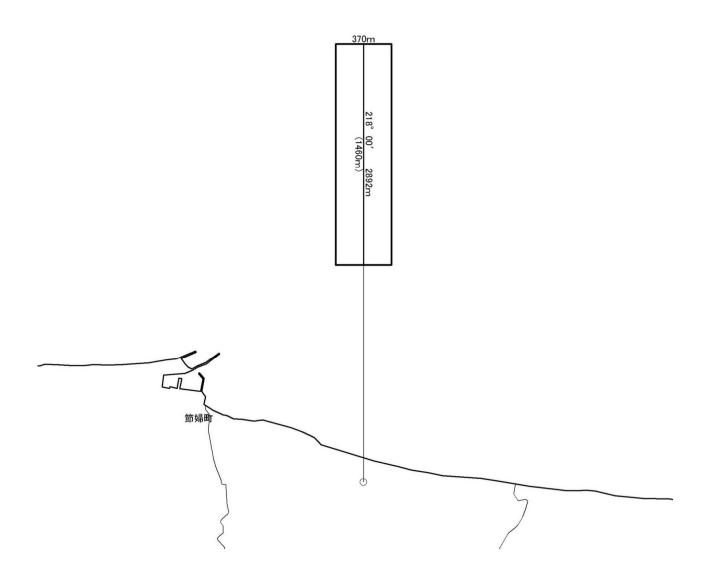
漁場の位置 新冠郡新冠町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -178985.6826

Y = 1663.3743



縮尺 : 1/20,000

静さけ定第1号

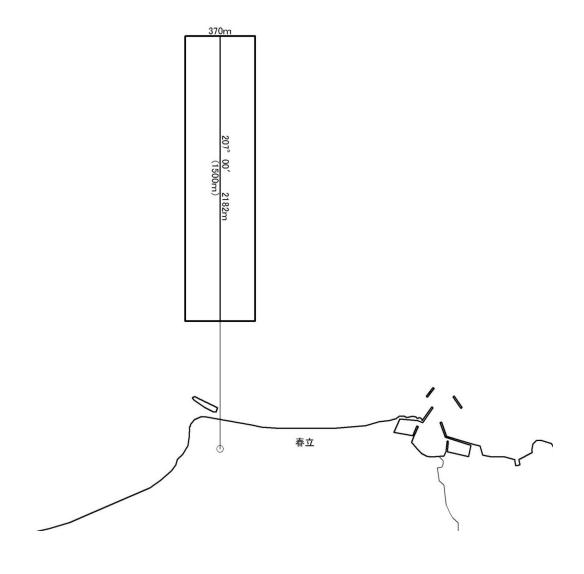
漁場の位置
日高郡新ひだか町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -192464.5543

Y = 20229.4842



縮尺 : 1/25,000

静さけ定第2号

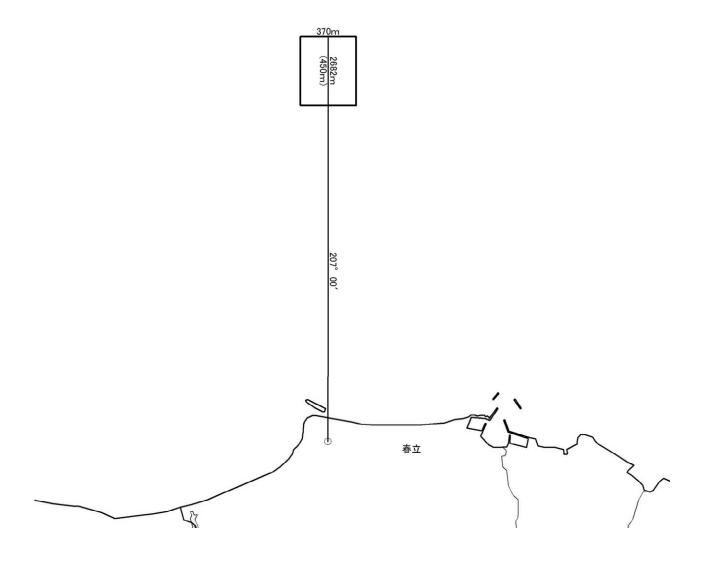
漁場の位置
日高郡新ひだか町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -192464.5543

Y = 20229.4842



縮尺 : 1/25,000

静さけ定第3号

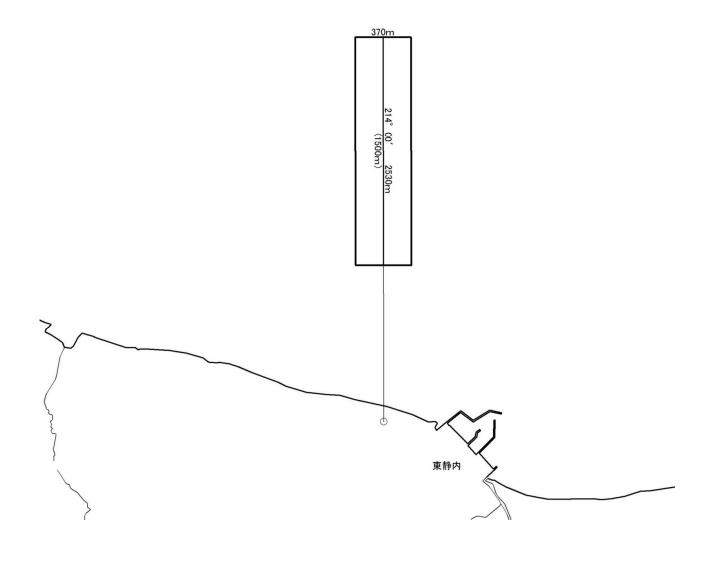
漁場の位置
日高郡新ひだか町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -189638.2728

Y = 17021.033



縮尺 : 1/25,000

静さけ定第4号

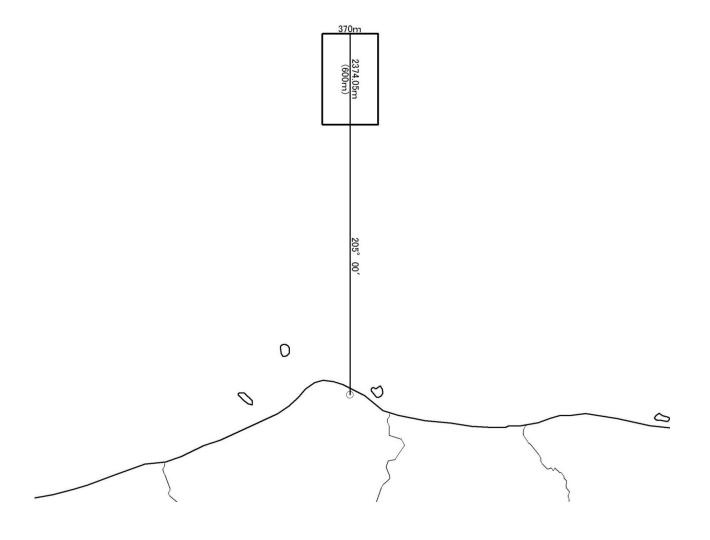
漁場の位置
日高郡新ひだか町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -187681.9509

Y = 12739.3299



縮尺 : 1/15,000

静さけ定第5号

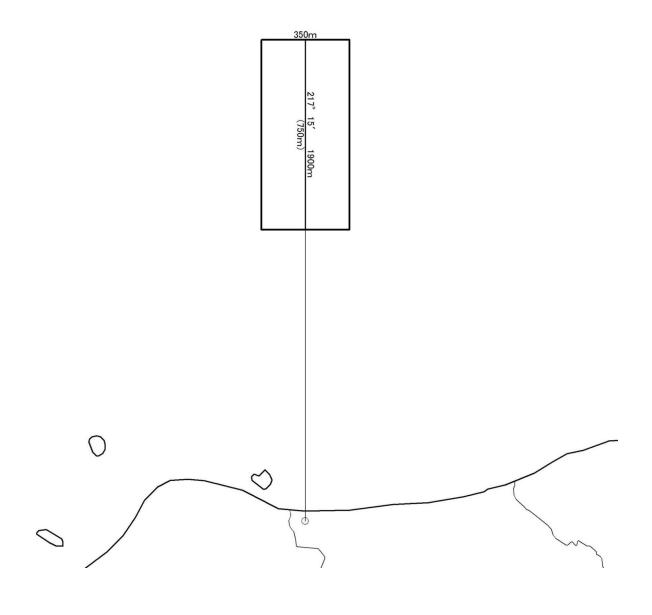
漁場の位置
日高郡新ひだか町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -187390.8796

Y = 12529.4654



縮尺 : 1/15,000

静さけ定第6号

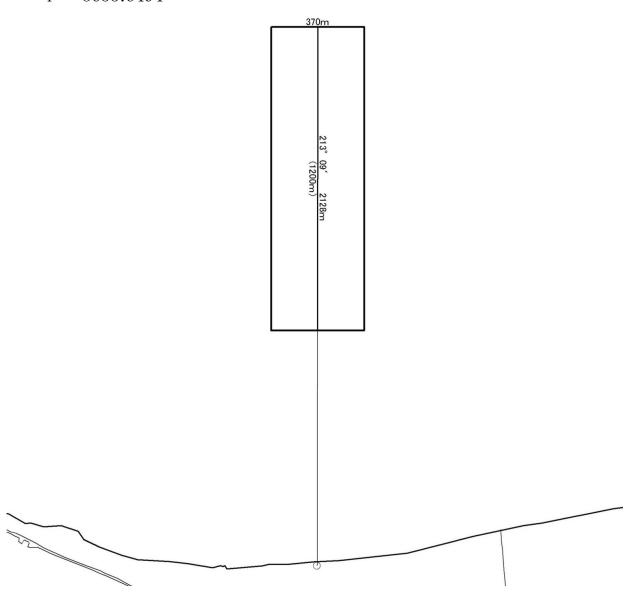
漁場の位置
日高郡新ひだか町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -184653.8225

Y = 8633.6494



縮尺 : 1/10,000

静小さけ定第1号

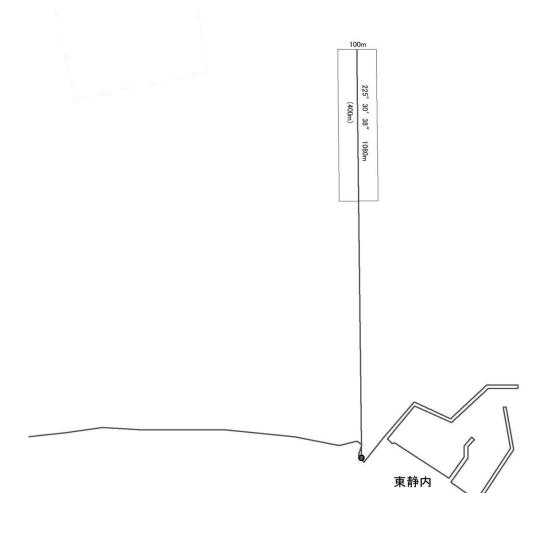
漁場の位置
日高郡新ひだか町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -189407.79

Y = 16759.93



縮尺 : 1/50,000

門さけ定第1号

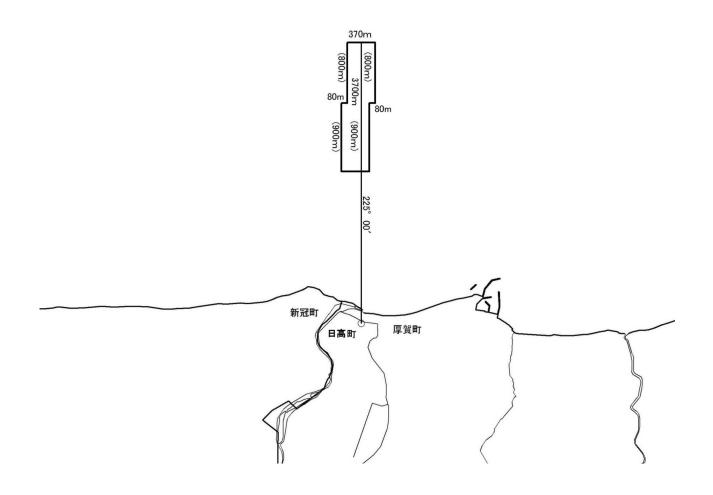
漁場の位置 沙流郡日高町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -175031.1925

Y = -2175.9903



縮尺 : 1/50,000

門さけ定第2号

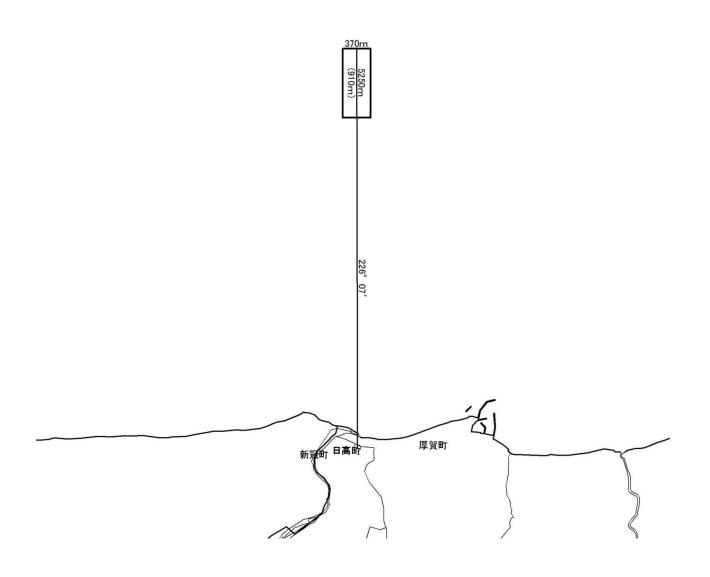
漁場の位置 沙流郡日高町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -175031.1925

Y = -2175.9903



縮尺 : 1/50,000

門さけ定第3号

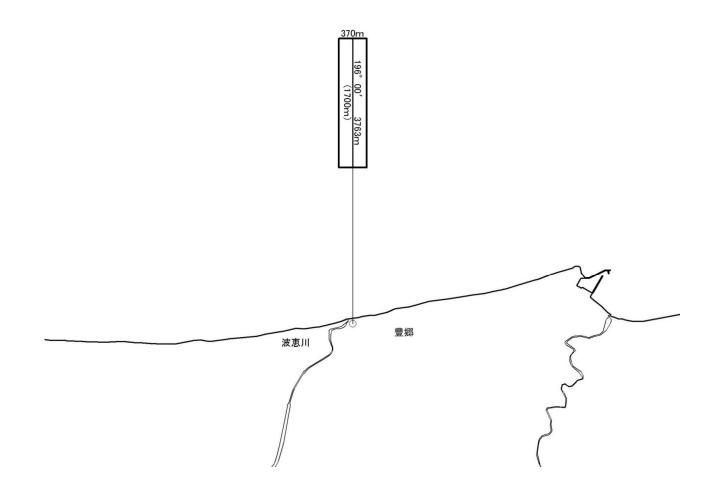
漁場の位置 沙流郡日高町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -170009.6708

Y = -11299.7723



縮尺 : 1/50,000

門さけ定第4号

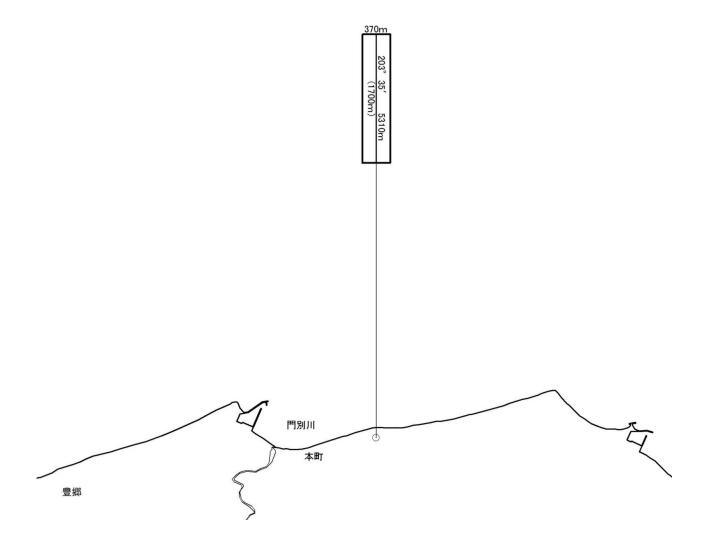
漁場の位置 沙流郡日高町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -168738.8068

Y = -15895.7624



縮尺 : 1/50,000

門さけ定第5号

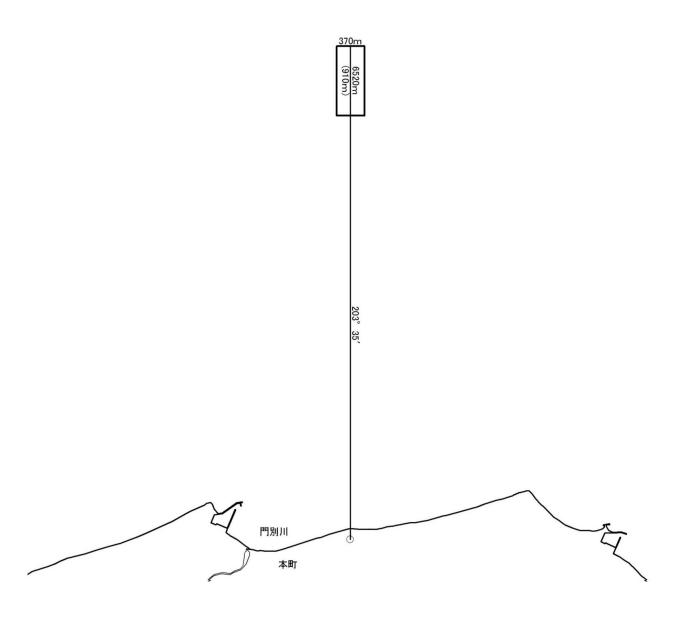
漁場の位置 沙流郡日高町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -168738.8068

Y = -15895.7624



縮尺 : 1/50,000

門さけ定第6号

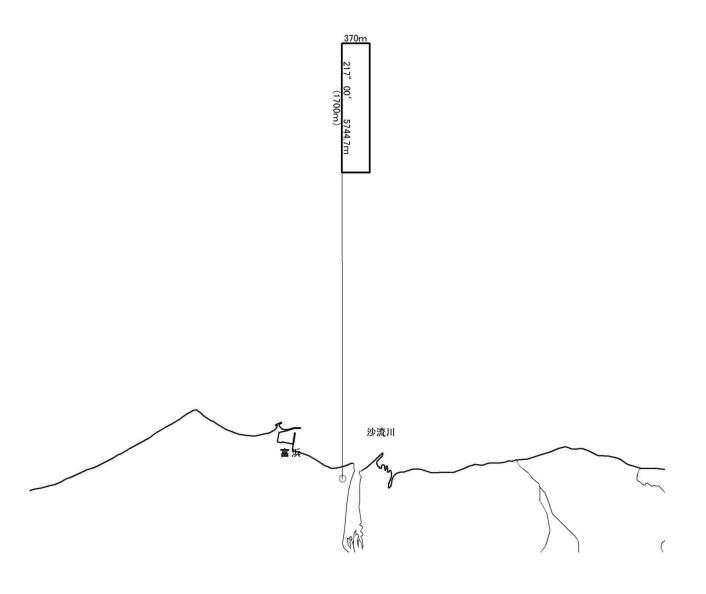
漁場の位置 沙流郡日高町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -166483.3429

Y = -19337.3457



縮尺 : 1/50,000

門さけ定第7号

漁場の位置 沙流郡日高町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -166483.3429

Y = -19337.3457

